

ふじみ野市スポーツ推進計画

諮問書

ふ ス 第 7 2 号
平成28年3月24日

ふじみ野市スポーツ推進審議会長 様

ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「ふじみ野市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条及びふじみ野市スポーツ推進審議会条例（平成27年9月30日条例第34号）第2条の規定に基づき、標記の事項について、別記諮問の理由を添えて諮問します。

諮 問 理 由

スポーツ・レクリエーションは、全ての人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言葉や生活習慣を超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであるとともに、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かで活力に満ちた社会形成にも貢献するものです。

本市においては、平成27年1月5日に「元気・健康都市」を宣言するとともに合併10周年を迎えた同年10月1日に「文化・スポーツ振興条例」を制定し、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、元気・健康による好循環のまちの実現を目指しております。

そのような中、スポーツを取り巻く環境は大きく変化をし、子どもの体力低下や高齢化の進展、さらには、人と人とのつながりの希薄化などの問題が顕著になってきました。これらの問題解決の手がかりとして、市民のスポーツに対する期待はますます高まり、ニーズも多様化してきています。

一方、国においては、「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、「スポーツ立国戦略」が策定されるとともに、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」が平成23年8月24日に施行されました。

さらに、平成32年（2020年）に東京都ほかで開催される「東京オリンピック・パラリンピック」が決定し、国民のスポーツに対する関心や機運が高まり、ますますスポーツに関する総合的な施策の推進が求められております。

以上のことから、本市においても、既に策定されております「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」も参酌した「ふじみ野市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、計画に関する全般について、ご意見をいただきたく、貴審議会に諮問するものであります。